

議員提出第8号

稲葉剛治議員に対し反省を求める決議

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記決議書を別紙のとおり提出する。

令和2年9月17日

提出者 吉川市議会議員 齋藤 詔治

賛成者 吉川市議会議員 松崎 誠

〃 岩田 京子

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

稲葉剛治議員に対し反省を求める決議

令和2年9月11日、建設生活常任委員会での質疑において、発言中の伊藤正勝議員に対し、不規則発言を繰り返し、発言を威圧的な言動で妨害し、審議を妨げ、秩序を乱しました。加えて、当日の本人のSNSにおいて、自己の行為を顧みず、議会運営を務める議員に対し、批判と受け取れる投稿がされました。

会派代表者会議から、議事進行を妨げ、委員会の秩序を乱し、誤った情報の発信に対し、謝罪及び投稿の取消しを求めたにもかかわらず、反省の態度が見られないことは、極めて不誠実であり、議会人としてのモラルが欠落していると思わざるを得ません。

よって、稲葉剛治議員に対し、反省を促すとともに、今後、議会での秩序を乱すような発言、誤解を招くようなSNSでの表現等を慎むよう強く求めます。

以上、決議します。

令和2年9月17日

吉川市議会